

公表資料で見る 業法制定の必要性

静岡県消防設備保守点検業協同組合

- 静岡県議会 平成 30 年 6 月定例会
消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書
(平成 30 年 7 月 10 日可決)

1 業法（ぎょうほう）とは？	1
2 繰り返される火災の惨禍	4
3 社会・生活環境の変化	9
4 業法が無いことによる諸問題（適正点検の実施等） ...	11
5 業法が無いことによる諸問題（人材の確保）	15
6 まとめ	18

<関係資料>

- ・ 関係法令（業法の制定関連）
- ・ 団体概要（中小企業庁 HP 公開）



私たち組合員は
法令遵守を行動指針に
消防設備の保守点検業務を通じて
地域社会の安全と安心に貢献します

官公需適格組合
静岡県消防設備保守点検業協同組合
組合員一同

この資料は、平成30年7月10日に静岡県議会（平成30年6月議会）において、全会一致で可決承認された地方自治法第99条に基づく「消防用設備等の保守点検業に係る意見書」記載内容の背景等を、公表資料により概観したものです。

静岡県議会

(平成 30 年 7 月 10 日全会一致で可決承認)

平成 30 年 7 月 10 日

衆議院議長 内閣総理大臣 消防庁長官
参議院議長 総務大臣 あて



静岡県庁本館 議会棟

静岡県議会議長 渥美 泰一

消防用設備等の保守点検業に係る業法の制定を求める意見書

平成 29 年 12 月のさいたま市の風俗ビル火災や平成 30 年 1 月の札幌市の自立支援施設の火災など、多くの尊い人命を奪う火災は後を絶たない。

空気調和設備、電気設備等の建築設備や、警報設備、消火設備等の消防用設備等が年々高度化・複雑化する中、火災による被害を最小限に食いとめるには、火災が発生した際に、消防用設備等がその機能を確実に発揮することが重要であり、それには平時における適正な点検や必要な管理、修繕が不可欠である。

しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されている。

また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このような取り組みは一向に進んでいない状況にある。

よって国においては、国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、消防用設備等の適正な点検の実施と当該業界の担い手の育成や確保を目的とする消防用設備等の保守点検業に係る業法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

1 業法（ぎょうほう）とは？

静岡県消防設備保守点検業協同組合 平成 30 年 10 月 1 日

1-1 業法（ぎょうほう）

- ・ 日本国憲法第 22 条第 1 項は、「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する」と規定し、公共の福祉に反しない限り「職業選択の自由（営業の自由を含む）」を保障している。
- ・ 業法（ぎょうほう）とは、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）及び建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）を例にすると、「特定の業種について必要な規制を定め、もって当該業務の実施の適正を図ることを目的とする法律」、あるいは「特定の業種を営む者の資質の向上、当該業種の請負契約の適正化等を図ることによって、当該業務の適正な施行を確保し、発注者を保護するとともに、当該業種の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律」と位置づけることができる。
- ・ 条文構成を「1-2 法律の構成例（抜すい）」で見ると、業者に対する行政庁の認定または許可（認定制や許可制）、行政庁による業者の経営審査や検定、罰則適用とセットになった指導監督など、公共の福祉の目的達成のため憲法第 22 条第 1 項が保証する「営業の自由」に各種の制限を加える一方で業を営む者の資質向上や人材確保、更には発注者保護等について規定をしている。

以下、当資料で「業法」とは、当組合が制定を要望し、制定に向け様々な取組を行っている、消防用設備等保守点検業としての規律や適正な業務の実施等を規定する法律をいう。

1-2 法律の構成例（抜すい）

	警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)
第 1 章 総則	第 1 条～2 条	第 1 条～2 条
第 2 章 警備業の認定等	第 3 条～13 条	第 3 条～17 条 (建設業の許可)
第 3 章 警備業務	第 14 条～20 条	第 18 条～25 条の 26 (建設工事の請負契約)
第 4 章 教育等	第 21 条～22 条 教育及び指導監督 第 23 条～39 条 検定	第 25 条の 27～22 (施工技術の確保) 第 27 条の 23～27 条の 36 (経営審査)
第 5 章 機械警備業	第 40 条～44 条	第 27 条の 37—第 27 条の 39 (建設業団体)
第 6 章 監督	第 45 条～51 条	第 28 条～32 条 (建設業の許可) 審議会
第 7 章 雑則	第 52 条～55 条	第 39 条の 4～44 条の 5
第 8 章 罰則	第 56 条～60 条	第 45 条～55 条
附則	施行期日ほか	施行期日ほか
第 1 条 (目的)	この法律は、 <u>警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。</u>	この法律は、 <u>建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>
第 2 条 (定義) 抜すい	第 2 項 この法律において「 <u>警備業</u> 」とは、 <u>警備業務を行う営業をいう。</u> 第 3 項 この法律において「 <u>警備業者</u> 」とは、 <u>第 4 条の認定を受けて警備業を営む者をいう。</u>	第 2 項 この法律において「 <u>建設業</u> 」とは、 <u>元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいう。</u> 第 3 項 この法律において「 <u>建設業者</u> 」とは、 <u>第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者をいう。</u>

1-3 消防法及び消防組織法

<消防法（昭和 23 年法律第 186 号）> 第 1 条（目的）

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

<消防組織法（昭和 22 年・法律第 226 号）> 第 1 条（消防の任務）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第 4 条（消防庁の任務及び所掌事務）

消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。

2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 消防制度及び消防準則の企画及び立案に関する事項
- 二 消防に関する市街地の等級化に関する事項（都道府県の所掌に係るものを除く。）
- 三 防火査察、防火管理その他火災予防の制度の企画及び立案に関する事項
- 四 火災の調査及び危険物に係る流出等の事故の原因の調査に関する事項
- 五 消防職員（消防吏員その他の職員をいう。以下同じ。）及び消防団員の教養訓練の基準に関する事項
- 六 消防職員及び消防団員の教育訓練に関する事項
- 七 消防統計及び消防情報に関する事項
- 八 消防の用に供する設備、機械器具及び資材の認定及び検定に関する事項
- 九 消防に関する試験及び研究に関する事項
- 十 消防施設の強化拡充の指導及び助成に関する事項
- 十一 消防思想の普及宣伝に関する事項
- 十二 危険物の判定の方法及び保安の確保に関する事項
- 十三 危険物取扱者及び消防設備士に関する事項
- 十四 消防に必要な人員及び施設の基準に関する事項
- 十五 防災計画に基づく消防に関する計画（第二十九条において「消防計画」という。）の基準に関する事項
- 十六 人命の救助に係る活動の基準に関する事項
- 十七 救急業務の基準に関する事項
- 十八 消防団員等の公務災害補償等に関する事項
- 十九 消防に関する表彰及び報償に関する事項
- 二十 消防の応援及び支援並びに緊急消防援助隊に関する事項
- 二十一 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）、原子力災害対策特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）及び首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡に関する事項
- 二十二 石油パイプライン事業の用に供する施設についての工事の計画及び検査その他保安に関する事項
- 二十三 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第二条第二号に規定する石油コンビナート等特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止並びに災害の復旧に関する事項
- 二十四 国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和 62 年法律第 93 号）に基づく国際緊急援助活動に関する事項
- 二十五 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百二十二号）に基づく住民の避難、安否情報、武力攻撃災害が発生した場合等の消防に関する指示等に関する事項並びに同法に基づく地方公共団体の事務に関する国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡調整に関する事項
- 二十六 所掌事務に係る国際協力に関する事項
- 二十七 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項
- 二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消防庁に属させられた事項

1-4 所管府省別にみた主な業法（例示）

- インターネットで「業法」をキーワード検索（平成30年6月28日）し、ヒットした「フリー百科事典・ウィキペディア」の「業法」サイトで、所管府省別の業法（当組合が業法と位置づけた法律）を概観し法律数を下表に整理した。
- 表の法律数にカウントした業法（例）
貸金業法、警備業法、電気通信事業法、クリーニング業法、旅館業法、ガス事業法、電気事業法、建設業法、宅地建物取引業法、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、旅行業法など

単位；法律数

府省庁名	業法の所管		A + B
	A 単独	B 共管（複数府省庁が所管）	合計
1 内閣府	15	6	21
2 総務省	4	-	4
3 法務省	1	2	3
4 外務省	-	-	-
5 財務省	5	1	6
6 文部科学省	1	-	1
7 厚生労働省	17	2	19
8 農林水産省	9	1	10
9 経済産業省	19	6	25
10 国土交通省	22	4	26
11 環境省	3	4	7
12 防衛省	-	-	-
計	96	26	122

（注）上表は、各府省所管の業法（当組合による位置づけ）全体を表すものではない。

2 繰り返される火災の惨禍

静岡県消防設備保守点検業協同組合 平成 30 年 7 月 10 日

【 静岡県議会意見書（平成 30 年 7 月 10 日可決承認） 】

- ・ 平成 29 年 12 月のさいたま市の風俗ビル火災や平成 30 年 1 月の札幌市の自立支援施設の火災など、多くの尊い人命を奪う火災は後を絶たない。

＜平成 28 年 6 月施行「防火設備定期検査報告制度」の創設資料＞ 国土交通省

近年、福山市のホテル火災、長崎市のグループホーム火災、福岡市の診療所火災など、多数の死者が出る火災事故が続いています。これらの事故において被害が拡大した原因の一つとして、建築物が適法な状態で管理されていなかったことが掲げられていますが、こうした事態を踏まえ、今般、建築基準法を改正し（建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号））、平成 28 年 6 月 1 日から、新たな制度が施行されることとなりました。

＜消防庁予防課「予防行政のあり方に関する検討会」H27.7.1 設置～至現在

抜すい「予防行政のあり方に関する検討会開催要綱」

(目的) **第 1 条** 近年の予防行政は、防火対象物の大規模・高層化、地震災害やテロ災害への備えの強化等の新たな課題に直面し、従来以上に高度で多様な対応が求められる一方で、現実の火災被害の中心は、雑居ビル内の飲食店やグループホームなどの小規模事業所での火災や高齢者を主たる被災者とする一般住宅火災も多発している。また、高齢化社会の進展に伴う高齢人口や要介護認定者等の増加、災害時に迅速かつ円滑な避難が困難である障害者等災害時要援護者に対する対応が求められている。

こうした予防行政をめぐる状況変化を踏まえ、新たな諸課題について総合的な検討を行うため、「予防行政のあり方に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討事項) **第 2 条** 検討会は、予防行政に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 近年の火災被害の実態を踏まえた、火災予防の実効性向上に関すること。
- (2) 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保に関すること。
- (3) ユニバーサルデザインを踏まえた高齢者、障害者等に適した消防用設備等のあり方に関すること。
- (4) その他今後の予防行政の基本的な方向に係る諸課題に関すること。

(検討会) **第 3 条第 6 項** 検討会には、部会を置くことができる。

(庶務) **第 8 条** 庶務は消防庁予防課が処理する。

＜火災年表＞ 官公庁の火災統計等から引用

- H13. 9. 1 歌舞伎町ビル火災(東京都新宿区)死者 44 名。雑居ビル火災
→ 消防庁資料「歌舞伎町雑居ビル火災」
- H18. 1. 8 長崎県大村市のグループホーム火災、認知症入所者 7 名死亡
- H24. 5. 13 福山ホテル火災(広島県福山市)、死者 7 名 → 消防庁資料「福山市ホテル火災」
- H25. 2. 8 長崎市グループホーム火災(長崎市)、死者 4 名。加湿器が火元
- H25. 10. 11 福岡市整形外科医院火災(福岡市)、死者 10 名
→ 国土交通省資料「福岡市の診療所火災」
- H27. 5. 17 川崎市簡易宿泊所火災。死者 11 名
- H28. 12. 22 糸魚川大火(新潟県糸魚川市)、約 150 棟・約 40000m² が延焼
- H29. 2. 16 アスクル基幹物流センター火災(埼玉県三芳町)、約 45000m²
→ 消防庁資料「埼玉県三芳町倉庫火災」
- H29. 2. 17 大宮風俗ビル火災(埼玉県さいたま市大宮区)、死者 5 名
- H30. 1. 31 自立支援住宅火災(北海道札幌市東区)、死者 11 名 → 消防庁資料「札幌市下宿火災」

**<月刊「フェスク」-アスクル火災- H29. 9 月号>
(一財)日本消防設備安全センター /小林恭一・東京理科大学教授**

平成29年2月のアスクル火災を受けて行われていた再発防止対策の検討結果がまとまった。大規模物流倉庫の実態が明らかになるにつれ、対策と言ってもなかなか難しいこともわかってきた。私は検討会の座長を務めたので、今回は、検討会の報告書などをもとに、大規模物流倉庫の安全対策について考えてみたい。

防火シャッターが閉まらなかった物流倉庫は、大量の物品を効率よく納入し、貯蔵し、取り出し、仕分け、配送するために、できるだけ大規模な空間とすることが求められている。一方、建築基準法は建物を1,500㎡以下ごとに防火区画することを求めている。普通、防火区画は床と壁と開口部に設置された防火戸によって形成されるが、この種の物流倉庫では壁を造ると効率が悪くなるためか、ほとんど防火シャッターで区画されている。

だが、今回の火災では、閉鎖しない防火シャッターがかなりあった(図3)。報告書では、防火シャッターが下りなかった理由として、① 急激な温度上昇のため感知器や耐熱電線などが想定より早く破損し、防火シャッターの作動信号や動力が伝わらなかった② 防火シャッターとコンベアが交差するものについては、コンベアの側にシャッター降下を妨げない仕掛けがあるが、その作動が不良だったり、物品が挟まったりしたことなどを挙げている。

<NHK 時事公論一糸魚川市大規模火災の教訓>H28. 12. 26 NHK 解説委員山崎登氏

地震や津波による火災を除いた通常の市街地の火災としては、昭和51年の酒田大火以来の規模となった新潟県糸魚川市の火災は、今でも住宅や店舗などが密集した市街地では大規模な火災が起きる危険性があることを改めて思い知らせました。今晚はこれまでにわかってきたことを整理しながら、今後の火災対策を考えます。

今日のポイントです。一つめは市街地の火災対策はまだ十分ではないことです。二つめは今回の火災からみえてきた課題を整理し、三つめは主に糸魚川市のような地方都市の密集市街地への火災対策の教訓を考えます。

消防白書は、焼損面積が3万3000平方メートル以上の火災を大火としています。今回は144棟が焼け、延焼した範囲はおよそ4万平方メートルに達しました。阪神・淡路大震災の地震火災と東日本大震災の津波火災を除けば、昭和51年に1774棟が焼け、焼損面積がおよそ15万平方メートルに達した山形県酒田市以来の大火です。

この40年あまり地震と津波による市街地大火以外なかったため、多くの消防関係者や火災の専門家が通常の市街地大火は克服できたとみていました。燃えにくい建築材料の普及や都市の不燃化が進んだこと、消防力が高まったことなどが理由です。ところが今回の火災は建物が密集している市街地で、強い風が吹き、消火能力が十分ではないなどの悪条件が重なれば、いまだに市街地大火が起きることをみせつけました。全国の消防関係者や火災の専門家にとって、予想外の火災だったとっていいと思います。

<緑川元康・帝京大学教授のH26年度シラバス「消防法と消防行政」>

消防機関の仕事は「消火」「火災予防」「救助」「救急」の大きな4つの柱があり、これらは、消防組織法及び消防法に基づき行われています。このうち、「火災予防行政」は建築物や危険物施設等の火災発生防止及び被害の最小化を目的として、消防法に基づき建物や危険物施設にあらかじめ対策を講じさせるとともに、消防法への適合性を調査し、違反しているものには命令を発するなどによりそれらの火災安全性を確保することが主な内容となります。

予防行政については、平成 18 年(2006 年)に、その充実を図るため、消防機関には、火災予防行政に係る専門知識を有する「予防技術資格者」を置くことが義務づけられました。この資格は国家試験委託機関が行う「予防技術検定試験」の合格者に与えられます。「予防技術検定試験」は「防火査察」「消防用設備等」「危険物」の 3 区分で実施されますが、本授業ではそれぞれの区分に共通して課される「共通科目」に準じて実施します。すなわち本課程では、建物の防火安全対策について、火災の特性、建築物の防火対策、防火管理、防災規制、火気使用設備、消防用設備規制等及び危険物規制の概要と、これらの徹底を図るために消防機関が実施する防火査察並びに火災原因調査等について実施します。

消防用設備等の不備によるものはないか？

<平成 28 年 6 月施行防火設備検査報告制度の創設資料>国土交通省 /再掲

近年、福山市のホテル火災、長崎市のグループホーム火災、福岡市の診療所火災など、多数の死者が出る火災事故が続いています。これらの事故において被害が拡大した原因の一つとして、建築物が適法な状態で管理されていなかったことが掲げられていますが、こうした事態を踏まえ、今般、建築基準法を改正し（建築基準法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 54 号））、平成 28 年 6 月 1 日から、新たな制度が施行されることとなりました。

<消防庁予防課「予防行政のあり方に関する検討会」> H27. 7. 1 開催の会議資料
参考資料 1 - 5 「消防用設備等点検報告違反防火対象物において発生した主な火災」

歌舞伎町雑居ビル火災

- ・発生日 平成13年9月1日
- ・被害：死者44名、負傷者3名
- ・用途：16項イ（特定複合用途）
- ・延床面積：516㎡
- ・主な消防法令等違反： 消防用設備等点検報告未実施、防火管理者未選任、消防計画未作成、避難障害、消防訓練未実施、自動火災報知設備感知器未警戒、避難器具未設置、誘導灯不点灯



大阪市個室ビデオ店火災

- ・発生日：平成20年10月1日
- ・被害：死者16名、負傷者9名
- ・用途：2項ニ（個室ビデオ店）
- ・延床面積；1,318㎡
- ・主な消防法令等違反： 消防用設備等点検報告未実施、防火戸閉鎖不良（建築基準法）



札幌市グループホーム火災

- ・発生日：平成22年3月13日
- ・被害；死者7名、負傷者2名
- ・用途：6項ロ（グループホーム）
- ・延床面積：248㎡
- ・主な消防法令等違反： 消防用設備等点検報告未実施、消防計画未届



福山市ホテル火災

- ・発生日：平成24年5月13日
- ・被害：死者7名、負傷者3名
- ・用途：5項イ（ホテル）
- ・延床面積：1,361㎡
- ・主な消防法令等違反： 消防用設備等点検報告未実施、消防訓練未実施、屋内消火栓不具合（自家発電設備不具合）



<消防庁、国土交通省資料>

- 福岡市の診療所火災 …… 防火戸感知装置の不備、排煙設備・防火戸の未設置など
- 埼玉県三芳町倉庫火災 …… 閉鎖しない防火シャッターなど

<東京消防庁「第16期火災予防審議会答申- H17.7月>

資料3 消防用設備等及び避難施設等の維持管理不適などに関連した火災事例

過去の火災事例から、消防用設備等や避難施設等の維持管理不適などに関連した火災事例の主なものを下表に整理した。これらの火災事例は、当時、マスコミにも大きく取り上げられ、消防関係法令等の基準の見直しの端緒になるなど、防火安全対策において数多くの教訓を残している。

建物名称	火災発生	被害	惨事に至った主な原因
明星 56 ビル (東京都)	H13.9.1	半焼 死者 44 人 傷者 3 人	・階段室の防火戸が偏差せず延焼拡大、避難できず ・非常用進入路が広告板で覆われ活用できず
長崎屋尼崎店 (兵庫県)	H2.3.18	半焼 死者 15 人 傷者 6 人	・商品等が障害となって防火戸が完全に閉鎖せず
ホテルニュージャ パン(東京都)	S57.2.8	半焼 死者 32 人 傷者 34 人	・非常用放送設備の維持管理不備で有効に作動せず
川治プリンスホテ ル雅苑(栃木県)	S55.11.20	半焼 死者 45 人 傷者 22 人	・屋内消火栓の維持管理の不備、増築連続で避難路 が複雑化、防火戸・防火区画が不適切
大洋デパート(熊本 県)	S48.11.29	半焼 死者 103 人 傷者 121 人	・自動火災報知設備、避難器具、誘導灯、スプリンク 設備が設置工事中だった、防火シャッター不完全作動
千日デパート(大阪 府)	S47.5.13	半焼 死者 118 人 傷者 81 人	・エレベーターシャフトや階段区画の不適切、シャッター閉鎖不能、 ダクトの防火ダンパー不動作等、避難階段に施錠
われる井ビル(神奈 川県)	S41.1.9	半焼 死者 12 人 傷者 14 人	・吹抜け部と階段区画を撤去してふったので3階部 分から上階へ煙伝播、各階扉が自動閉鎖式でない

3 社会・生活環境の変化

静岡県消防設備保守点検業協同組合 平成30年7月10日

【 静岡県議会意見書（平成30年7月10日可決承認） 】

- ・ 空気調和設備、電気設備等の建築設備や、警報設備、消火設備等の消防用設備等が年々高度化・複雑化する中、火災による被害を最小限に食いとめるには、火災が発生した際に、消防用設備等がその機能を確実に発揮することが重要であり、それには平時における適正な点検や必要な管理、修繕が不可欠である。

＜東京消防庁「第16期火災予防審議会答申- H17.7月」> 382 ページ抜すい

「ウ 最近の防火対象物は、高層化・大規模化し、管理形態も複雑・多様化してきている。一方、都市の24時間化、高齢化、外国人訪問者の増加などにより利用時間・利用者が多様化し、建物の防火安全対策上の困難性は増大している。」

ク 近年、東京においては、防火対象物が大規模・複合化するとともに、所有形態が証券化するなど権利関係の複雑化により、防火管理の困難性が増してきており、防火対象物の防火安全の確保が一層重要になってきている。また、防火・防災に関する技術が高度・専門化する中、防火対象物の関係者等が実効性ある防火安全対策を推進するためには、相当の知識及び技術が要求される。」

【再掲】＜消防庁予防課「予防行政のあり方に関する検討会」H27.7.1 設置～至現在抜すい「予防行政のあり方に関する検討会開催要綱」

(目的) **第1条** 近年の予防行政は、防火対象物の大規模・高層化、地震災害やテロ災害への備えの強化等の新たな課題に直面し、従来以上に高度で多様な対応が求められる一方で、現実の火災被害の中心は、雑居ビル内の飲食店やグループホームなどの小規模事業所での火災や高齢者を主たる被災者とする一般住宅火災も多発している。また、高齢化社会の進展に伴う高齢人口や要介護認定者等の増加、災害時に迅速かつ円滑な避難が困難である障害者等災害時要援護者に対する対応が求められている。こうした予防行政をめぐる状況変化を踏まえ、新たな諸課題について総合的な検討を行うため、「予防行政のあり方に関する検討会」(以下「検討会」という。)を開催する。

(検討事項) **第2条** 検討会は、予防行政に係る次の事項について調査、検討を行うものとする。

- (1) 近年の火災被害の実態を踏まえた、火災予防の実効性向上に関すること。
- (2) 大規模・複雑化した建築物等における効果的な防火・防災安全対策の確保に関すること。
- (3) ユニバーサルデザインを踏まえた高齢者、障害者等に適した消防用設備等のあり方に関すること。
- (4) その他今後の予防行政の基本的な方向に係る諸課題に関すること。

＜消防庁「消防用設備等の点検報告制度のあり方について検討会報告」平成20年2月

「第1章 総論 1-1 検討目的

建築物の長寿命化に伴い、設置されている消防用設備等の長期使用が進み、経年劣化による不具合の増加が懸念されているところであり、適切な点検を通じた維持管理がますます重要になっている。

また、防火対象物の高層・深層化、大規模複雑化に伴う消防用設備等の出現等に対応して、点検方法の見直しが求められている。

さらに、消防用設備等の点検報告制度が施行されて33年を経過しようとしている現在において、その実施状況は依然として十分と言えないものとなっており、また、点検報告が行われている場合でも人員不足による質の低下が懸念されている。」

4 業法が無いことによる諸問題（適正点検の実施等）

静岡県消防設備保守点検業協同組合 平成 30 年 7 月 10 日

【 静岡県議会意見書（平成 30 年 7 月 10 日可決承認） 】

- ・ しかし、消防法において消防用設備等の点検実施及び消防署への結果報告に係る規定はあるものの、消防法は消防用設備等の保守点検業に係るいわゆる業法ではないことから、当該業界の所管行政庁はなく、業界を指導・監督する権能もないため、無資格者による点検の実施や点検業務の質の低下が懸念されている。

<消防法（昭和 23 年法律第 186 号）>

第 1 条（目的）

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

<建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）>

第 1 条（目的）

この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

<警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）>

第 1 条（目的）

この法律は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

<東京消防庁「第 16 期火災予防審議会答申- H17. 7 月」>

P370-371 抜すい「第 11 章 防火安全対策 第 2 節 防火安全対策」

2 消防用設備等の維持管理のあり方

「イ 消防設備業者の資質向上による適正な点検の実施

- ・ 平成16年3月、東京都火災予防条例（昭和37年3月31日公布）を一部改正し「消防設備業者の責務」を明文化した。
- ・ 消防設備士等ヒアリングで聴取
 - ア 点検費用ダウンをオーナーから求められ点検料の下げ止まりがきかない。
 - イ 少ない人員で点検をしたり、破格の値段で点検を請け負う業者もいる。
 - ウ 様々なビル管理業務を年間で一括契約するケースでは費用の多くを清掃や警備に割り当てられてしまい本当に確実な保守点検ができていないか疑問を抱く。
 - エ 消防設備業者によっては、自動火災報知設備の検査で所定の過熱試験機を用いないで実施等した（不適正な）事例。 」

<消防庁「消防用設備等の点検報告制度のあり方について検討会報告」>

平成 20 年 2 月 第 5 章 点検業務の質の確保等

「 5-1 適正な点検の実施に要する人員体制の確保等

（略） これらの数値は、ごく一部のサンプル例ではあるが、歩掛かりが期待される標準の数値とすれば、人工数はこれを大幅に下回っていることになり、点検業務に関する過当競争の影響が懸念される結果となっている。 」

「一般財団法人日本消防設備安全センターは、昭和50年8月1日に、消防用設備等の保守業務に携わる消防設備点検資格者の養成及び消防用設備・機器の品質性能の確保向上を図るための認定・評定という二つの業務を柱として、自治大臣の許可を得て設立されました。以来、消防を取り巻く諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、消防防災に係る各種の事業に積極的に取り組み、業務の充実強化を図ってまいりました。

現在では、消防設備点検資格者、防火対象物点検資格者、防災管理点検資格者及び自衛消防組織要員等を養成するための各種講習や消防防災用設備機器の認定・性能評定、特殊消防用設備等の性能評価、さらに消防防災情報通信システムの調査設計、消防防災に関する国際協力及び調査研究、**違反是正支援事業**、防災製品のPL相談、各種出版物の刊行、**都道府県消防設備協会及び消防防災事業団体との連絡協調**と、多岐にわたる業務を実施しております。

今後も、これまでに培ってきました高度な技術や知識をはじめ、消防防災に関する豊富な経験などを最大限に発揮し、世界に通用する消防防災の調査研究・認証機関、中立公平で高度な技術を備えた専門コンサルタントとして、さらに消防機関や関係業界の連絡・協調の場を提供する組織として、一層信頼され、皆様方のお役にたてるよう、全力を傾注していく所存であります。

これからも役職員一同、力を合わせて、国民の皆様様の生命、身体、財産を火災等災害から守る消防の一端を担うという心構えのもと、災害の未然防止や拡大防止などの消防防災対策に貢献する業務にも積極的に取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご指導、ご協力、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。」



リーフレット
「保存版 消防用設備等の
点検・報告」

適正な点検実施と立会い確認の重要性を紹介。点検立会いのポイントを、主な消防用設備ごとにイラストを中心に分かりやすくまとめている。

平成24年4月1日より、財団法人静岡県消防設備協会から「一般財団法人静岡県消防設備協会」へ名称を改めました。今後とも変わらぬご支援のほどよろしくお願いいたします。当協会は、消防用設備等の適正な設置及び維持管理を図ることを通して、地域住民の生命、身体、財産を火災から保護し、もって公共の福祉に寄与するため、関係行政機関と密接な連携を保ち、消防設備士等の知識及び技術の向上を図るとともに、業界の適正な業務執行と連帯意識の高揚に努め、社会的に重要な消防用設備等に係る業務の円滑な推進を図ることを目的としています。

消防防災用設備機器等の設置及び維持管理の適正化の推進

消防防災技術者等を養成するための講習及び研修の実施

防火対象物の防火防災安全対策の推進

応急手当及び救急法の普及啓発

防火防災思想の普及広報

関係官公庁及び関連団体との連絡協調

前各号の事業に付帯する事業

その他この法人の目的を達成するために必要な事業

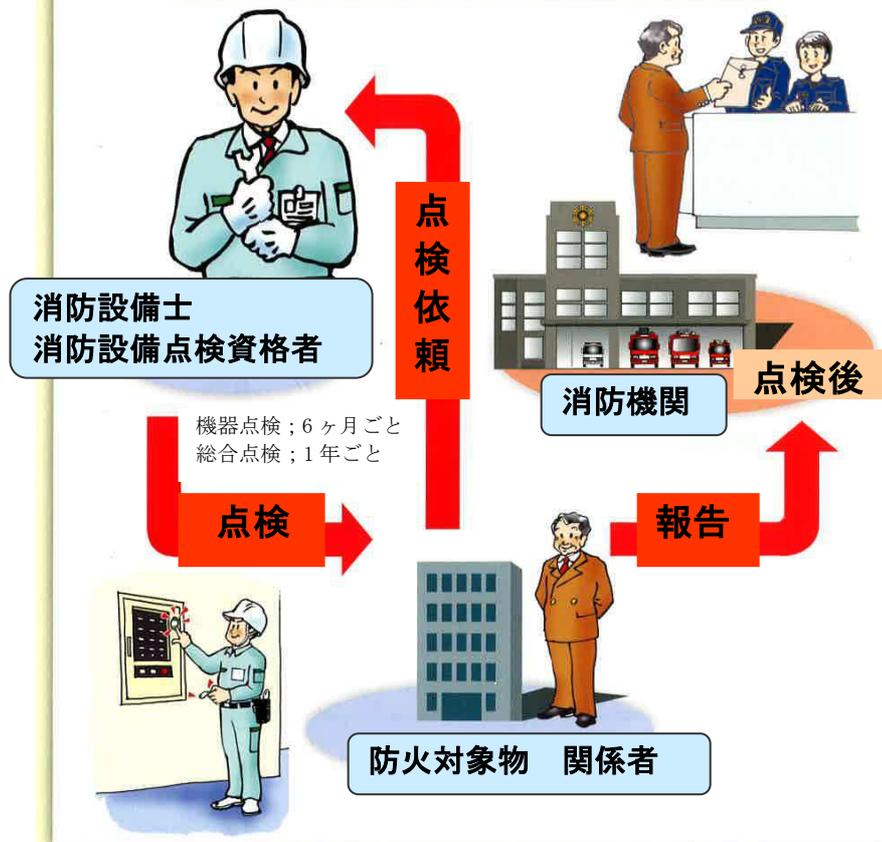
一般財団法人日本消防設備安全センター編「保存版 消防用設備等の点検・報告」10ページのイラスト「点検から報告までの流れ」は、消防法等による現行制度を図示したもので、発注者から「個人である消防設備士」に対して、消防用設備等の保守点検を依頼する形になっている。

10 ページ

点検の依頼から
点検実施後の報告までの
流れですネ。



点検から報告までの流れ



定期的に点検結果の報告を

4 業法が無いことによる諸問題（人材の確保）

静岡県消防設備保守点検業協同組合 平成 30 年 7 月 10 日

【 静岡県議会意見書（平成 30 年 7 月 10 日可決承認） 】

- また、近年、消防用設備等の点検実施に必要な消防設備士などの有資格者の高齢化や若年入職者の減少に伴う将来の担い手不足が懸念され、人材の確保が喫緊の課題となっているが、国等が業法に基づいて担い手の育成や確保の支援を行っている建設業界等とは異なり、当該業界に係る業法がないため、このような取り組みは一向に進んでいない状況にある。

＜一般財団法人静岡県消防設備協会「消防用設備保守業務研修会(2018年1月30日)」資料より抜すい

「協会の概要と近時の重点施策／③ 県内消防設備士の高齢化対策 (抜すい)

県内在住の消防設備士の年齢構成は、高齢化の進行が危惧されている「建設業」全体より、はるかに深刻な状況に！なんと20歳代は2%未満。(『静岡県消防設備士世代別グラフー2012～2016年度 法定講習受講者集計ー』を配布。)



下表は棒グラフの長さによる試算値 ※ ()内は総務省「労働力調査(全産業の就業者/全国値)」

	受講者数(人)	全体の割合%	備 考
65歳以上	—	24.3	65歳以上 = 24.3% (12.4%) 55歳以上 = 40.6% (29.7%) ----- 15～34歳 = 6.9% (25.2%)
55-59	—	16.3	
50-54	—	15.1	
45-49	—	15.5	
40-44	—	13.9	
35-39	—	8.0	20歳代が2%未満
30-34	—	4.9	
25-29	—	1.8	
20-24	—	0.2	
～19歳	—	—	受講者数は未公表。棒グラフから逆算した試算値「4千数百人」。
計	—	100.0	

＜消防庁「平成29年版消防白書」より抜すい

「第1章 災害の現況と課題 第1節 火災予防 6 消防用設備等

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

(略) 消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合には、免状の返納命令等を実施している。平成29年3月31日現在、消防設備士の数は延べ114万4,899人となっており(附属資料1-1-49)、また、消防設備点検資格者の数は特種(特殊消防用設備等)687人、第1種(機械系統)15万2,322人、第2種(電気系統)14万3,811人となっている。

→ 消防白書「全国の消防設備士等」(次ページ表)

【 確認した事項 】

- 1 消防白書では、消防設備士については「全国値の免状作成累計件数」が、また消防設備点検資格者については「全国値の第1種及び第2種の両資格を保有する人数」が、「消防設備士の数」及び「消防設備士点検資格者の数」として掲載されていた。
- 2 人材確保対策の前提となる、消防設備士など有資格者の実人数等の基本的な統計データは確認できなかった。
- 3 消防白書では、たとえば消防職員及び消防団員については、都道府県別職員数などの地域データが掲載されていたが、消防用設備等保守点検に関連する人的地域データは掲載されていなかった。

【参考】消防設備士、消防設備点検資格者(全国)

(人)

類別 種別	特類	1類	2類	3類	4類	5類	6類	7類	合計
甲種(工事, 整備)	3, 212	137, 232	42, 760	36, 899	282, 817	33, 547	-	-	536, 467
乙種(整備)	-	37, 693	11, 743	10, 706	90, 867	17, 931	251, 019	188, 474	608, 432
計(H29. 3. 31)	3, 212	174, 925	54, 503	47, 605	373, 684	51, 478	251, 019	188, 474	1, 144, 899
計(H28. 3. 31)	3, 047	171, 334	53, 254	46, 339	364, 486	49, 951	243, 612	185, 324	1, 117, 347
計(H27. 3. 31)	2, 839	167, 871	52, 063	45, 274	355, 779	48, 542	235, 457	182, 022	1, 089, 877

注1；「危険物取扱者・消防設備士試験・免状統計表」により作成

注2；設備士の数は、免状作成件数の累積である。

(人)

種別 年度	特種(特殊消防 用設備等)	1種 (機械系統)	2種 (電気系統)	合計
計(H29. 3. 31)	687	152, 322	143, 811	296, 820
計(H28. 3. 31)	672	149, 422	140, 994	291, 088
計(H27. 3. 31)	652	146, 533	138, 202	285, 363

消防庁「平成29年度版消防白書」

【第1章 / 第1節 / 6 / (3) 消防設備士及び消防設備点検資格者 (全文を掲載)】

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具等に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができるとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者(消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者)に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

平成29年3月31日現在、消防設備士の数は延べ114万4,899人となっており(附属資料1-1-49)、また、消防設備点検資格者の数は特種(特殊消防用設備等)687人、第1種(機械系統)15万2,322人、第2種(電気系統)14万3,811人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

5 まとめ

静岡県消防設備保守点検業協同組合 平成 30 年 7 月 10 日

【 静岡県議会意見書（平成 30 年 7 月 10 日可決承認） 】

- よって国においては、国民の生命、身体及び財産を火災から守るため、消防用設備等の適正な点検の実施と当該業界の担い手の育成や確保を目的とする消防用設備等の保守点検業に係る業法を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

関係法令(業法の制定関連)

- **憲法** (昭和 21 年 11 月公布・昭和 22 年 5 月施行) 第 22 条第 1 項
何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

- **地方自治法** (昭和 22 年法律第 67 号) 第 99 条
普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

- **消防法** (昭和 23 年法律第 186 号) 第 1 条 (目的)
この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

- **消防組織法** (昭和 22 年法律第 226 号) 第 1 条 (消防の任務)
消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

- **同法第 4 条 (消防庁の任務及び所掌事務)** 略
1 消防庁は、消防に関する制度の企画及び立案、消防に関し広域的に対応する必要のある事務その他の消防に関する事務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを任務とする。
2 消防庁は、前項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

(略) 2 頁掲載

- **建設業法** (昭和 24 年法律第 100 号) 第 1 条 (目的)
この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

- **警備業法第 2 条** (昭和 47 年法律第 117 号) 第 1 条 (目的)
この法律は、警備業について必要な規制を定め、もって警備業務の実施の適正を図ることを目的とする。

団体概要「静岡県消防設備保守点検業協同組合」

中小企業庁ホームページ 「官公需適格組合便覧・2017.10 月版」

【 共同受注実績 】

年度	項目 受注件数 (単位:件)	受注額 (単位:百万円)	主な受注品	主な発注機関(取引先)
平成 26 年度	17 件	150 百万円	消防設備等保守点検	静岡県、静岡市、浜松市ほか
平成 27 年度	18 件	163 百万円	同上	同上
平成 28 年度	16 件	163 百万円	同上	同上

【 PRコーナー 】

当組合は、消防用設備等法定点検の専門業者として、平成 13 年 11 月に官公需適格組合の認定を受けました。平成 29 年 8 月現在、組合員 57 社、常用従業員 588 人、うち消防設備士 344 人、消防設備点検資格者 237 人、電気工事士等 165 人、防火設備検査員資格者 54 人(平成 29 年 8 月現在)など多くの専門技術者(有資格者)を擁しています。

平成 6 年 7 月の組合設立から 23 年余、中小企業等協同組合法に基づく共同受注・共同配分等を実際に行うとともに、「原則業務再委託禁止」を遵守し、組合員自らが雇用した資格者により業務を行う体制で適正点検を実施しています。

また、平成 28 年 6 月施行の「防火設備定期検査報告」については、「消防用設備等保守点検(消防法)」との一括発注を提案し県立高校や公立小・中学校等の施設で共同受注を実現するなど、官公需適格組合として地域の安全・安心に貢献しています。

【 団体データ 】

所在地	〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町 5 番 3 号
連絡先	TEL:054-287-5091 FAX:054-287-5092
代表者役職名/氏名	代表理事 西川 和宏
事務局責任者・役職氏名 常勤役職者数	専務理事 仁科 満寿雄 常勤職員数 2 名(うち技術者数 0 名)
連絡担当者(部署・氏名)	仁科 満寿雄(専務理事兼事務局長)
URL(HP がある場合)	http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/
組合の地区(活動エリア)	静岡県
設立年月日	平成 6 年 7 月 18 日
出資金	540 万円
組合員数	57 名
組合員資格	(1) 建設業許可を有する消防施設工事業又は消防設備保守点検事業を行う事業者であること (2) 本組合の地区内に事業場を有すること
組合が受けている資格・ 許認可等	庁舎等管理業務競争入札参加資格(消防設備等保守管理) 静岡県・静岡市・浜松市 ほか
第 1 回官公需適格組合証 明取得	平成 13 年 11 月